

# 軽自動車税の税率改正について

地方税法の改正に伴い、平成27年4月1日から、軽自動車税の税率が下表のとおり引き上げられます。

車種区分		軽自動車（四輪以上及び三輪）の税率（年額）		
		平成27年3月31日までに登録済みの車両①	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両②	平成28年度分から重課税率（最初の新規検査から13年を経過した車両）③
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

※最初の新規検査を受けた車両とは、初めて車両番号の指定を受けた車両のことです。

※最初の新規検査年月＝自動車検査証の「初度検査年月」

## ◎平成27年度からの軽自動車（四輪以上及び三輪車）の税額について

- 平成27年3月31日までに登録済みの車両は、税額の変更はありません。上記の表中①の税額となります。
- 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両から、上記表中②の新税額となります。なお、その内4月1日の登録は平成27年度分から課税、4月2日以降の登録は平成28年度分から課税となります。
- 平成28年度分から、平成28年4月1日以降の賦課期日（毎年4月1日）現在で、最初の新規検査から13年を経過した車両は上記表中③の税額となります。（平成28年度に重課税率の対象となるのは、平成14年以前に新車新規登録を受けた車両となります。）

## ◎二輪車に係る税率の改正について

二輪車（原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車など）については、平成28年度から下表の新税率が適用されます。

車種区分		二輪車等の税率（年額）	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車（125cc超250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	変更なし
	その他のもの	4,700円	変更なし